

記載例

別記様式第六（第十条関係）

道路使用許可申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇 警察署長 殿

住所 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
申請者 氏名 株式会社〇〇〇〇〇〇 印 ⑧

道路使用の目的	道路を使用する行為を記載（例：道路工事、マラソン等）		
場所又は区間	道路を使用する場所の所在地を記載（区間の場合は〇〇～〇〇等）		
期 間	平成〇〇年〇〇月〇〇日各日〇〇時から平成〇〇年〇〇月〇〇日各日〇〇時まで		
方法又は形態	道路の使用方法を記載（例：片側交互通行、全面通行止め等）		
添付書類	道路使用の内容を審査するための書類（図面、計画書等）		
現場	住所	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号	
	責任者 氏名	〇〇 〇〇	電話 043-〇〇〇-〇〇〇〇

以下、警察署使用欄
第 号

道路使用許可証

上記の通り許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条 件	
-----	--

平成 年 月 日

警察署長 印

- 備考
- 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
 - 申請者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。
 - 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載すること。
 - 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

【注意事項】

消すことができるペンは使用できません。

出力するプリンタの性能などにより、提出された書類の記載内容等が把握できない場合は、警察署に備付けの申請書に書き換えていただくことがあります。

申請書を印刷する際は、PDFのサイズや向きが変更されないように、プリンタの設定を確認して下さい（申請書はA4、縦方向となっています。）。

1 申請先

道路を使用する場所を管轄する警察署の交通課

なお、路上競技のように複数の警察署が管轄する道路を使用する場合には、出発地を管轄する警察署の交通課

2 申請方法

道路使用許可申請書及び添付資料2通を申請先に提出する。

（1通は、許可証として使用する。）

3 申請手数料

道路を使用する行為により、申請手数料が異なる。

※ 1号許可（道路工事、道路維持作業等）……………2, 500円

2号、3号、4号許可（その他の行為）……………2, 200円

4 手数料の納入方法

千葉県収入証紙により、納入する。

5 申請書の記載方法等

（1）申請者欄

申請者欄は、法人による申請の場合は申請書欄外に記載のとおり「事務所の所在地、名称、代表者名」を記載の上、会社印を押印すること。

通常、法人として請け負った工事の場合には、当該法人が申請者となることが多い。

ただし、会社内において当該工事に係る責任を有し、管理する者がある場合には、当該個人（役職による個人）が申請者になり得る場合もあることから、このような場合には事前に申請先となる警察署に対し相談することが望ましい。

（2）場所又は区間欄

道路を使用する場所又は区間の地番を記載すること。

同欄に記載した場所又は区間の分かる図面（地図等のコピー可）を添付すること。

（3）期間欄

道路を使用する期間を記載すること。

ただし、道路使用許可期間については、交通管理者として交通の安全と円滑を確保するため、一定の基準を設けて許可しているところであるから、長期に及ぶ場合には、事前に申請先となる警察署に相談することが望ましい。また、長期に及ぶ許可を必要とする場合等は、本欄に記載した期間を必要とすることが分かる資料を添付すること。

（4）方法又は形態欄

道路を使用する方法、形態を記載すること。また、当該内容等が分かる資料を添付すること。

道路使用許可は、1許可1行為となるため、同一申請者が、同一期間中に行うものであっても、道路使用の方法、形態によっては別々の行為と認められ、複数の道路使用許可が必要となる場合があることから、当該道路を使用する行為が、複数の方法、形態に及ぶと思われる場合には、事前に申請先となる警察署に相談することが望ましい。

事前相談することが望ましい道路使用例

- 通行止めによる工事や大規模など迂路工事（事前協議が行われていないもの）

○ 道路標識、道路標示、ガードレール等の交通安全施設等を移設して行わなければならない工事（安全施設を移設中の安全対策や復旧方法等も含む）

○ バス停、上屋、ベンチ等を設置する場合（同一路線であっても、各設置場所ごとの申請が原則であり、また、各設置場所により設置可能な物件が異なる場合がある。）

○ 祭礼及び祭礼に伴う露店の設置

○ 路上競技、路上イベント

等の他、一般交通に与える影響等を考慮し、必要があると思われる場合には事前に相談することが望ましい。

(5) 現場責任者欄

申請者に代わって、道路を使用する場所において責任を有し、当該行為を管理する者を記載すること。

(6) 添付資料

道路使用許可申請の審査をするために必要な書類とする。

例示すると次のような書類があるが、当該許可申請に当たり、審査するために必要な資料の提出を求めることがある。

○ 道路工事の場合：作業帯図、迂回図、工程表、工事を行う理由となる書類等

○ 工作物の設置の場合：当該物件の設置状況図、物件設置後の一般交通の通行路等が示された図面等

○ 祭礼に伴う露店：設置場所図、祭礼に関する書類等

○ 路上競技：コース図、計画書、迂回図等

(7) その他

ア 道路使用許可については、申請内容により一般交通に及ぼす影響等を審査し、一般交通の安全と円滑を確保するため、条件を付す場合がある。

この条件については、道路使用の場所や期間について付す場合もあることから、大規模な道路工事やイベント等については、事前に申請先となる警察署に対し相談することが望ましい。

イ 特に、「通行止め」の措置を講じて行う路上競技や大規模イベントについては、発案時点において警察に相談することが望ましい。

ウ 道路使用許可については、許可した条件の履行状況や道路使用完了後の現状復旧状況を確認する場合がある。

道路を使用する場所で、警察官等から道路使用許可書の提示を求められた場合があるので、当該許可証を携帯しておくことが望ましい。

エ 集団行進を行う場合には、道路使用許可申請手続の他に、手続が必要となる場合があるので、事前に申請先となる警察署に相談することが望ましい。

オ 道路を使用した後は、確実に現状復旧を行うこと。